令和8年度
秋田県建設産業活性化センター長表彰
募集

若手技術者部門



広報部門



【若手技術者部門】優良若手技術者表彰 /
30歳未満・工事成績85点以上

【広報部門】優良建設産業広報表彰（チャレンジ表彰含む）
/ 魅力発信・SNS動画等の優れた取組

応募締切：令和8年12月18日(金)

秋田県建設部 技術管理課（表彰事務局）

※本画像は生成AIによって作成されたイメージです

令和8年度 秋田県建設産業活性化センター長表彰

応募・申請ガイド & よくあるご質問

1. 応募・申請から表彰式までの流れ

STEP 1 要領・様式の入手	STEP 2 セルフチェック・作成	STEP 3 事務局へ提出	STEP 4 審査・表彰式＆発表
秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」から募集要領・Excel 様式をダウンロード。	Excel 様式に基本情報を記入し、各評価項目・要件を自社でセルフチェック。根拠資料等を準備。	令和8年12月18日(金)必着で、技術管理課へメール・郵送・持参にて提出。	書類確認、審査を経て受賞決定。表彰式にて 5 分間の事例発表を実施。

2.【広報部門】どちらの部門で応募する？ 選び方ガイド

表彰区分	重視される評価ポイント	こんな取組におすすめ！
優良建設産業 広報表彰	【成果・影響力の大きさ】 フォロワー・閲覧数の大幅増、メディア掲載、問い合わせや採用応募の増加など明確な実績。	・SNS や YouTube の再生数が大きく伸びた ・新聞やテレビに取材・掲載された ・広報をきっかけに新卒・中途の応募が増えた
優良建設産業 広報チャレンジ表彰	【新規性・挑戦のプロセス】 数値的成果の大小は問わず、新しい手法への挑戦、独自の切り口、試行錯誤や社内協力体制。	・広報を始めたばかりだが工夫して継続している ・若手社員中心のチームで新しい企画に挑戦した ・他社にないユニークな発信手法を取り入れた

※ 選考委員会の審査により、応募部門とは異なる部門での受賞が適当と認められる場合は、受賞部門を調整することがあります。

※ 対象期間：令和7年4月1日～令和8年9月30日に実施(または継続)された取組が対象です(県補助金事業は対象外)。

3. 提出書類とセルフチェック作成のポイント

【広報部門】提出書類のポイント

① 広報表彰 申請様式(Excel)

- 別表 1 準拠のチェックシートに自己採点(〇)を記入。
- 右欄に「根拠資料の該当ページ(例：資料 P.2)」を必ず明記。

② 根拠添付資料集(A4 判・自由様式)

- SNS 画面キャプチャ、インサイト推移、イベント写真、社内マニュアル等をまとめ、右下にページ番号を振る。

【技術者部門】提出書類のポイント

① 優良若手技術者表彰 申請様式(Excel)

- 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日に完成・完了した県発注工事・業務が対象(評定点 85 点以上、無事故等)。
- 完成届等提出日時点の「満年齢(30 歳未満)」を記入。

② 工事成績(業務成績)評定通知書の写し

★ 運転免許証等の個人情報コピーの提出は一切不要です！
(県側システムで年齢照合を行うため手間いらず)

4. よくあるご質問(Q&A)

Q1. 同一企業から「広報部門」と「若手技術者部門」の両方に応募・申請できますか？

A1. はい、可能です。また、若手技術者表彰は「秋田県優良工事表彰」「秋田県優良業務表彰」との重複受賞も可能です。

Q2. 若手技術者表彰の対象者が同じ工事に複数名(JV 等)いる場合はどうなりますか？

A2. 審査基準(30 歳未満、評定点 85 点以上等)をすべて満たす監理技術者または主任技術者であれば、それぞれ対象となります。

Q3. 表彰式当日の「5 分間プレゼンテーション」ではどのような発表をしますか？

A3. 広報部門は企画の意図や工夫・反響など、技術者部門は現場での創意工夫や品質・安全管理のポイントなどをスライド数枚程度で発表していただきます。詳細は受賞決定後に事務局からご案内します。

【提出先・お問い合わせ】秋田県 建設部 技術管理課(秋田県建設産業活性化センター長表彰 事務局)

〒010-8570 秋田市山王四丁目 1 番 1 号　TEL：018-860-2431　E-mail：techman@pref.akita.lg.jp